

契約締結前交付書面

(店頭外国為替証拠金取引説明書)

セゾン外貨FX

平成 23 年 1 月

セントラル短資FX株式会社
第一種金融商品取引業
関東財務局長(金商)第278号
金融先物取引業協会(会員番号1504)

目 次

店頭外国為替証拠金取引説明書	2
店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	2
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて	5
1. 取引の方法	5
2. 取引証拠金	5
3. 決済に伴う金銭の授受	6
4. 益金に係る税金	6
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	7
店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	8
当社の概要について	10
店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語	11
別紙 1	13
約款・規定	15
店頭外国為替証拠金取引約款	16
セゾン外貨トレード取引規定	24
外国為替取引のリスク	26
お客様の個人情報のお取扱いについて	28
勧誘方針	29

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

店頭外国為替証拠金取引説明書

店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、お客さまの資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身の責任において行うことが肝要です。

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップ金利（スワップポイント）が受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引について顧客が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

相場状況の急変により、ビッド価格とオファー価格の спреッド幅が広がったり、意図した取引ができない可能性があります。

取引システム又は金融商品取引業者及びお客さまを結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

手数料は、1,000通貨単位取引あたり片道50円を上限として徴収します。手数料は、取引数量に応じて、また通貨の組合せにより異なります。詳しくは、別紙1をご参照下さい。

お客さまが注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

当社は、お客さまとの取引から生じるリスクの相殺を目的としてカバー取引を次の業者と行っています。

株式会社三井住友銀行（銀行業）
Sumitomo Mitsui Banking Corporation

ノムラ・インターナショナルPLC（銀行業：U.K.FSA[英国金融庁]）
Nomura International PLC

バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ

(銀行業：OCC[米国通貨監督庁]/FRB[連邦準備制度理事会])
Bank of America, N.A.

バークレイズ銀行 (銀行業：U.K.FSA[英国金融庁])

Barclays Bank Plc, Tokyo Branch

ビー・エヌ・ピー パリバ (金融業：AMF [フランス金融市場庁])

BNP PARIBAS

シティバンク、エヌ・エイ (銀行業：OCC[米国通貨監督庁]/U.K.FSA[英国金融庁])

CITIBANK, N.A.

COMMERZBANK AG (銀行業：BAFIN[ドイツ連邦金融監督庁])

クレディ・スイス銀行 ロンドン支店 (銀行業：U.K.FSA[英国金融庁])

Credit Suisse Bank AG, London Branch

ドイツ銀行 ロンドン支店 (銀行業：BAFIN[ドイツ連邦金融監督庁])

Deutsche Bank AG, London Branch

香港上海銀行 (HSBC) 東京支店 (銀行業：HKMA[香港金融管理局])

The Hong Kong and Shanghai Banking Corporation Limited, Tokyo Branch

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド PLC (銀行業：U.K.FSA[英国金融庁])

The Royal Bank of Scotland plc

ソシエテ ジェネラル銀行 (銀行業：AMF[フランス金融市場庁])

SOCIETE GENERALE

JPモルガン・チェース銀行 東京支店

(銀行業：OCC[米国通貨監督庁]/FRB[連邦準備制度理事会])
JPMorgan Chase Bank, N.A., Tokyo Branch

ステート・ストリート銀行 東京支店

(銀行業：Federal Reserve Bank of Boston[ボストン連邦準備銀行])
State Street Bank & Trust Tokyo Branch

UBS銀行 東京支店

(銀行業：SFBC[スイス連邦銀行委員会])
UBS AG, Tokyo Branch

ゴールドマン・サックス証券株式会社 (金融商品取引業)

Goldman Sachs Japan Co., Ltd.

MORGAN STANLEY & CO, INTERNATIONAL PLC

(金融業：SEC[米国証券取引委員会]/
Commodity Futures Trading Commission[CFTC米国商品先物取引委員会])

Global Forex Trading Ltd, Tokyo Branch

(商品先物取引業：Commodity Futures Trading Commission
[CFTC米国商品先物取引委員会])

MF Global Singapore Pte. Limited

(市場取引仲介業：MAS[シンガポール通貨庁])

お客さまから預託を受けた証拠金は、円換算純資産額で口座清算価値（顧客の純資産額）を算出し、その金額を株式会社三井住友銀行における金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しております。

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

1. 取引の方法

当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引の取引内容は次のとおりです。

- a. 取引の対象は、別紙1記載の通りとなります。
- b. 取引単位は、各通貨ペアに共通で、1,000通貨単位とします。
- c. 取引提示価格の最小単位は、各通貨ペアに共通で、対円通貨の場合下2桁、外貨同士の場合、小数点以下4桁とします。
- d. 当社が各通貨ペアごとにオファー価格とビッド価格を同時に提示し、お客さまはオファー価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。当社は通常、提携カバー先から配信された取引提示価格を参考にして、当社基準にて決定されたオファー価格とビッド価格を取引価格として提示します。オファー価格とビッド価格にはスプレッド差があり、オファー価格はビッド価格よりも高くなっています。ただし、当社提携カバー先にて取引提示価格が提示されない場合など、マーケットの状況によっては、上記の価格決定方法によらず、当社裁量によりオファーとビッドの価格を提示する場合があります。
- e. ポジションは、通貨の受渡し又は反対売買に相当する取引が成立した場合、最終決済できます。
- f. 最終決済を行わない場合は、毎営業日自動的にロールオーバーによるポジション決済を行い、「決済日 (Value Date)」を更新します。
- g. ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップ金利(スワップポイント)を当社との間で授受します。同じ通貨の組合せについてのスワップ金利(スワップポイント)は、お客さまが受け取る場合の方が、お客さまが支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。
- h. お客さまの損失が所定の水準に達した場合、お客さまのポジションを強制的に決済します。 (「ロスカットルール」といいます。詳しくは、「2.取引証拠金」の「(6)強制ロスカットの取扱い」をご参照下さい。) ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
- i. 「決済日 (Value Date)」は、原則として銀行間取引市場のルールに従い、当該取引を行った日の翌々営業日とします。ただし、当該翌々営業日が通貨ペアの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場又は米国市場に共通する翌営業日とします。

2. 取引証拠金

(1) 取引証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、(2)の必要証拠金以上の額を、事前に当社に差し入れて下さい。

(2) 必要証拠金額

必要証拠金額は別紙1をご参照ください。なお、両建て取引(決済の決まっていない取引)については、同一通貨ペアにおける売りと買いのポジションのうち大きいポジションに対して証拠金が必要となります。

(3) 現金の引出し

口座清算価値のうち、各通貨の現金部分は、口座清算価値が必要証拠金額を下回らない範囲で引き出すことができます。

(4) 評価損益及びスワップ金利(スワップポイント)の取扱い

お客様のポジションは当社が市場実勢価格によって値洗いをを行い、評価損益としてお客様の口座清算価値に反映されます。また、ポジションのロールオーバーによって発生するスワップ金利（スワップポイント）は決済日に現金残高として加算・減算されます。

(5) 有価証券等による充当

当社では、有価証券等による取引証拠金の充当は行っておりません。

(6) 強制ロスカットの取扱い

証拠金維持率が100%を割り込んだ場合は、お客様の損失の拡大を防ぐため、当社の裁量により、お客様の計算においてポジションの全てを最終決済します。

(7) 取引証拠金を所定の日時までに差し入れない場合の取扱い

当社が請求した取引証拠金をお客様が所定の日時までに差し入れなかった場合には、当社は、当該店頭外国為替証拠金取引を決済するため、任意に、お客様の計算においてポジションの決済を行うことができます。（お客様が店頭外国為替証拠金取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。）

(8) 取引証拠金の返還

お客様が上記(3)で出金可能となる取引証拠金の返還を請求したときは、原則として請求の4営業日以内に返還します。

3. 決済に伴う金銭の授受**(1) 受渡決済の場合**

取引対象の通貨を、当該取引通貨の約定価格に基づいて算出された受渡決済価額にて、これを授受します。

(2) 差金決済の場合

決済に伴う顧客と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

「決済日」に確定した売ポジションと買ポジションの取引組合せにおいて、

$$\boxed{\text{取引対象通貨の取引数量} \times \text{約定価格差}}$$

(注) 約定価格差とは、反対売買に係る約定価格と当該反対売買の対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

4. 益金に係る税金

個人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップ金利(スワップポイント)収益)は、「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間（1月1日から12月31日まで）20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。

法人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客さまが当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の「口座開設申込書/口座設定確認書」をご提出下さい。

b. 店頭外国為替証拠金取引口座の設定

店頭外国為替証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ当社に店頭外国為替証拠金取引口座の設定に関する約諾書「口座開設申込書/口座設定確認書」を差し入れ、店頭外国為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類（運転免許証等）をご提示していただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。

c. 預金口座の開設

受渡決済を行う場合には、外貨の受渡しのための預金口座が必要となります。

(2) 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。当社は注文を受けたときは、当社がその取引相手方となって取引を成立させます。（相対取引）

a. 通貨ペア

b. 売買の別

c. 新規・決済の別

d. 取引金額

e. 注文の種類、および関連する事項

f. 取引レート

g. 注文の有効期限

(3) 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。

当社が証拠金を受け入れたときは、電磁的方法にてお客さまにこれを通知します。

(4) 建玉の結了

ポジションを決済するには、決済指定を指定します。決済注文を行う際に、新規注文より反対売買を行うと、両建てのポジションを保有することになりますので、最終決済を行う際は必ず決済注文をご指定ください。

(5) 注文をした取引の成立

注文をした店頭外国為替証拠金取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書（「店頭外国為替証拠金取引顧客報告書」）をお客さまに交付します。

(6) 手数料

当社の手数料は、別紙1のようになっています。手数料は、取引日毎の日次更新作業後、取引口座から控除されます。（当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引は、通貨を売買の対象とし、受渡決済を取り扱いますので、手数料に消費税は課税されません。なお、通貨の受渡しには、別途所定の手数料をいただきます。）

(7) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日におけるポジション、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した「店頭外国為替証拠金取引顧客報告書」を作成して、電磁的方法によりお客さまに交付します。「店頭外国為替証拠金取引顧客報告書」は、日次店頭外国為替証拠金取引顧客報告書と、月次店頭外国為替証拠金取引顧客報告書を発行します。

(8) 電磁的方法による書面の交付

当社から書面の交付は、原則として電磁的方法により交付いたしますので、その旨ご承諾ください。

(9) その他

当社からお客さまへの通知書や報告書の内容は、当社がお客さまの閲覧に供した後、速やかにご確認いただくものとします。特に、日次報告書の内容は当社の表示する発行日の翌営業日までに、ご照会やご異議の申し立て等がない場合には、その内容につきお客さまがご了承いただいたものとします。

店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくはカスタマーデスクにお尋ね下さい。
0120-933-455（月07:00～土07:00 平日24時間）

店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは従業員が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

当社の概要について

当社の概要は、次のとおりです。

1. 会社概要

会社名	セントラル短資FX株式会社 Central Tanshi FX Co.,Ltd.
所在地	〒108-6314 東京都港区三田3-5-27 三田ツインビル西館14F TEL 03-5419-3300 (代表) URL http://www.central-tanshifx.com/
設立	2002年3月
資本金	1,319,650,000円
主要株主	セントラル短資株式会社 日短キャピタルグループ株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社クレディセゾン 株式会社三井住友銀行 野村證券株式会社
代表者	代表取締役社長 松本 一榮
業務内容 兼業業務	金融商品取引業（第一種金融商品取引業）関東財務局長（金商）第278号 ○外国為替証拠金取引トレードシステムの提供・運営 ○外国為替の情報配信サービス
加入する 協会等	社団法人金融先物取引業協会（会員番号1504）

2. 当社への連絡方法

代表電話	03-5419-3300 平日09:00~17:00
カスタマー デスク	0120-933-455 (月 午前07:00~土 午前07:00 平日24時間) Eメール: support@saisonfx.com

苦情受付窓口

お客さま相談窓口	0120-92-2788
	Eメール: compliance@central-tanshifx.com
	受付時間 平日09:00~17:00

店頭外国為替証拠金取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

- **維持証拠金** (いじしょうごきん)
ポジションを維持する為に必要な証拠金をいいます。
- **受渡決済** (うけわたしけっさい)
店頭外国為替証拠金取引の場合は、売り付けた通貨を引き渡して買い付けた通貨を受け取るにより決済する方法をいいます。
- **売建玉** (うりたてぎよく)
売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。売ポジションともいいます。
- **オファー** [アスク]
金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客さまはその価格で買い付けることができます。
- **買建玉** (かいたてぎよく)
買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。買ポジションともいいます。
- **カバー取引** (カバーとりひき)
金融商品取引業者が顧客を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭外国為替証拠金取引をいいます。
- **強制充当** (きょうせいじゅうとう)
取引口座において「現金残高」の通貨別口座に不足額が生じている場合、取引口座内の全現金通貨を円転することにより当該不足金を相殺充当し、取引口座の残高を日本円で確定することをいいます。強制充当はお客さまの口座の損失の拡大防止を目的とし、別途規定する当社基準に基づき行われ、同時に発注注文も削除されます。
- **強制ロスカット** (きょうせいロスカット)
お客さまの損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客さまのポジションを強制的に決済することをいいます。
- **金融商品取引業者** (きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ)
店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。
- **決済注文 (仕切注文)** (けっさいちゅうもん (しきりちゅうもん))
新規で発注されたポジションを手仕舞う (ポジションを減じる) ために行う取引で、ポジションを指定して行う反対売買取引をいいます。
- **決済日** (けっさいび)
外国為替の銀行間取引市場における通貨交換日のことで、資金の決済日。通常、取引日の2営業日後となる。この決済日のことをバリューデート(Value Date)ともいいます。
- **口座資産** (こうざしさん)
当社の取引口座内において、現金残高に実現予定金額を加算または減算した金額をいいます。現金及び決済日に現金化予定の確定損益額の合計額です。
- **口座清算価値** (こうざせいさんかち)
現金残高と未実現損益を通算した金額をいいます。
- **差金決済** (さきんけっさい)
先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。
- **指値注文** (さしねちゅうもん)
価格の限度 (売りであれば最低値段、買いであれば最高値段) を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行注文といいます。
- **実現予定金額** (じつげんよていきんがく)
当社取引において、差金決済が終了したことにより確定した損失及び利益で、決済日を迎えないことにより、未だ現金化されていない金額をいいます。

- ・**証拠金維持率**（しょうこきんいじりつ）
 お客様の口座清算価値と必要証拠金の割合を示したものです。セゾン外貨FXの場合は口座清算価値がロスカットレベルを下回ると強制ロスカットを発動いたします。
 証拠金維持率は次の計算式にて求められます。

$$\boxed{\text{証拠金維持率}(\%) = \text{口座清算価値} \div \text{ロスカットレベル} \times 100}$$
- ・**新規注文**（しんきちゅうもん）
 新たに発注する買ポジションあるいは売ポジション注文のことをいいます。同一通貨組合せにおける新規注文の買ポジションと売ポジションは両建てとなります。
- ・**スワップ金利**（スワップきんり）〔スワップポイント〕
 店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップ金利（スワップポイント）といいます。
- ・**デリバティブ取引**（デリバティブとりひき）
 その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。
- ・**店頭外国為替証拠金取引**（てんとうがいきこかわせしょうこきんとりひき）
 通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。
- ・**店頭金融先物取引**（てんとうきんゆうさきものとりひき）
 店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。
- ・**店頭デリバティブ取引**（てんとうデリバティブとりひき）
 金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。
- ・**特定投資家**（とくていとうしか）
 店頭金融先物取引を含む有価証券などに対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一部の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。
- ・**取引証拠金**（とりひきしょうこきん）
 先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。
- ・**ビッド**
 金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様ははその価格で売り付けることができます。
- ・**必要証拠金**（ひつようしょうこきん）
 新規取引を開始するために必要な証拠金。イニシャルマージンともいいます。
- ・**ポジション**
 FX取引におけるポジションとは、買い建て・売り建て取引によって生じた持ち高、あるいは通貨や数量などの持ち高状況のことをいう。
- ・**未実現損益**（みじつげんそんえき）
 買ポジションあるいは売ポジションに係る評価益又は評価損で、時価により算出されたものをいいます。
- ・**両建て**（りょうだて）
 同一の商品、同一の通貨組合せで買ポジションと売ポジションを同時に持つことをいいます。当社では、決済方式が「新規・決済方式」の場合、新規注文の買ポジションと売ポジションを同時に建てることで両建てとなります。
- ・**ロスカットレベル**
 口座清算価値が必要証拠金を下回った時点のことで証拠金維持率が100%を下回った時点となります。
- ・**ロールオーバー**
 店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかったポジションを翌営業日に繰り越すことをいいます。

「店頭外国為替証拠金取引説明書」別紙1

1. 手数料

I. 取引手数料

1,000通貨単位あたり片道50円（インターネット・携帯電話同一手数料）

※ デイトレードの場合、往復手数料無料。

II. 入金手数料

A) ATMもしくは金融機関窓口からの入金手数料

お客さまご負担とさせていただきます。なお、金額については、ご利用の金融機関に直接お問い合わせください。

B) 当社即時入金サービス「クリック入金」からの入金手数料

当社にて負担させていただきます。なお、取り扱い通貨は日本円のみとなります。

III. 出金手数料

（日本円の場合）

<お客さまの受取口座>

金融機関名	送金手数料
全金融機関	無 料 (当社負担)

(注) 「旧ゆうちょ銀行口座番号（記号・番号）」のご登録では、当社から出金することができません。
「振込用の店名・預金種目・口座番号」は、「ゆうちょ銀行」のホームページでご確認ください。

（外貨の場合）

<お客さまの受取口座>

金融機関名	本支店	送金手数料
三井住友銀行		無 料
みずほ銀行		無 料
三菱東京UFJ銀行	本 店	無 料
	その他支店	1,000円
その他の金融機関		1,500円

※ 外貨送金の場合、受取り先金融機関にてリフティングチャージが発生する場合がございます。リフティングチャージは各金融機関により異なりますので、詳細は受取り先金融機関にてお問合せください。

IV. 両替手数料

無料

※一回の両替上限は200,000通貨となります。

※南アフリカランド、香港ドル、シンガポールドルは除きます。

V. 受渡手数料

1万通貨あたり500円

2. 取扱い通貨ペアおよび必要証拠金一覧

・セゾン外貨トレード（取引単位：1,000通貨単位）

取引通貨ペア 取引単位	必要証拠金					決済通貨
	1倍	2倍	5倍	10倍	50倍	
米ドル/円 1,000 USD	1,000 USD (100.0%)	500 USD (50.0%)	200 USD (20.0%)	100 USD (10.0%)	20 USD (2.0%)	日本円
ユーロ/円 1,000 EUR	1,000 EUR (100.0%)	500 EUR (50.0%)	200 EUR (20.0%)	100 EUR (10.0%)	20 EUR (2.0%)	日本円
ポンド/円 1,000 GBP	1,000 GBP (100.0%)	500 GBP (50.0%)	200 GBP (20.0%)	100 GBP (10.0%)	20 GBP (2.0%)	日本円
豪ドル/円 1,000 AUD	1,000 AUD (100.0%)	500 AUD (50.0%)	200 AUD (20.0%)	100 AUD (10.0%)	20 AUD (2.0%)	日本円
ランド/円 1,000 ZAR	1,000 ZAR (100.0%)	500 ZAR (50.0%)	200 ZAR (20.0%)	100 ZAR (10.0%)	20 ZAR (2.0%)	日本円
スイス/円 1,000 CHF	1,000 CHF (100.0%)	500 CHF (50.0%)	200 CHF (20.0%)	100 CHF (10.0%)	20 CHF (2.0%)	日本円
NZドル/円 1,000 NZD	1,000 NZD (100.0%)	500 NZD (50.0%)	200 NZD (20.0%)	100 NZD (10.0%)	20 NZD (2.0%)	日本円
カナダ/円 1,000 CAD	1,000 CAD (100.0%)	500 CAD (50.0%)	200 CAD (20.0%)	100 CAD (10.0%)	20 CAD (2.0%)	日本円
ユーロ/米ドル 1,000 EUR	1,000 EUR (100.0%)	500 EUR (50.0%)	200 EUR (20.0%)	100 EUR (10.0%)	20 EUR (2.0%)	米ドル
豪ドル/スイス 1,000 AUD	1,000 AUD (100.0%)	500 AUD (50.0%)	200 AUD (20.0%)	100 AUD (10.0%)	20 AUD (2.0%)	スイスフラン
NZドル/スイス 1,000 NZD	1,000 NZD (100.0%)	500 NZD (50.0%)	200 NZD (20.0%)	100 NZD (10.0%)	20 NZD (2.0%)	スイスフラン
ポンド/米ドル 1,000 GBP	1,000 GBP (100.0%)	500 GBP (50.0%)	200 GBP (20.0%)	100 GBP (10.0%)	20 GBP (2.0%)	米ドル
豪ドル/米ドル 1,000 AUD	1,000 AUD (100.0%)	500 AUD (50.0%)	200 AUD (20.0%)	100 AUD (10.0%)	20 AUD (2.0%)	米ドル
NZドル/米ドル 1,000 NZD	1,000 NZD (100.0%)	500 NZD (50.0%)	200 NZD (20.0%)	100 NZD (10.0%)	20 NZD (2.0%)	米ドル
米ドル/スイス 1,000 USD	1,000 USD (100.0%)	500 USD (50.0%)	200 USD (20.0%)	100 USD (10.0%)	20 USD (2.0%)	スイスフラン
米ドル/カナダ 1,000 USD	1,000 USD (100.0%)	500 USD (50.0%)	200 USD (20.0%)	100 USD (10.0%)	20 USD (2.0%)	カナダドル
ユーロ/ポンド 1,000 EUR	1,000 EUR (100.0%)	500 EUR (50.0%)	200 EUR (20.0%)	100 EUR (10.0%)	20 EUR (2.0%)	英ポンド
ポンド/スイス 1,000 GBP	1,000 GBP (100.0%)	500 GBP (50.0%)	200 GBP (20.0%)	100 GBP (10.0%)	20 GBP (2.0%)	スイスフラン
ユーロ/スイス 1,000 EUR	1,000 EUR (100.0%)	500 EUR (50.0%)	200 EUR (20.0%)	100 EUR (10.0%)	20 EUR (2.0%)	スイスフラン
香港ドル/円 1,000 HKD	1,000 HKD (100.0%)	500 HKD (50.0%)	200 HKD (20.0%)	100 HKD (10.0%)	20 HKD (2.0%)	日本円
豪ドル/NZドル 1,000 AUD	1,000 AUD (100.0%)	500 AUD (50.0%)	200 AUD (20.0%)	100 AUD (10.0%)	20 AUD (2.0%)	NZドル
SGドル/円 1,000 SGD	1,000 SGD (100.0%)	500 SGD (50.0%)	200 SGD (20.0%)	100 SGD (10.0%)	20 SGD (2.0%)	日本円

※必要証拠金である外貨は、実勢のビッドレートで円評価します。

3. ロスカット（強制決済）ルール

・セゾン外貨トレード

証拠金維持率が100%を割り込んでいることを、当社システムが検知した時点で、強制的にすべての保有ポジションを決済し、発注済の注文もすべて取消

約款・規定
店頭外国為替証拠金取引

目次

店頭外国為替証拠金取引約款	16
セゾン外貨トレード取引規定	24
外国為替取引のリスク	26
お客様の個人情報のお取扱いについて	28
勧誘方針	29

店頭外国為替証拠金取引約款

(本約款の目的)

本店頭外国為替証拠金取引約款(以下、「本約款」といいます)は、セントラル短資FX株式会社(以下、「当社」といいます)とお客さまとの間で行う、店頭外国為替証拠金取引の権利義務関係および両者がともに従うべき条件を定めるものです。お客さまと当社とは、別途定める「取引規定」および別紙の「取引要綱」(以下、「取引規定等」といいます)に規定する取扱通貨ペア、証拠金率により取引することとします。

お客さまは当社から説明を受けた、金融商品取引法(以下、「金商法」といいます)第2条第22項第1号に定める店頭デリバティブ取引、特に「店頭外国為替証拠金取引」の特徴、取引の仕組み等取引に関する内容を十分にご理解の上、お客さまの判断と責任において本取引を行っていただくものとします。

第1条(取引口座)

1. お客さまは、取引を行うに際し店頭金融先物取引口座(以下「取引口座」といいます)を開設するものとします。当口座の開設において、金商法その他の関係法令および社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、本約款に掲げる事項を承諾し、これを証するため、別途店頭外国為替証拠金取引に関する口座設定確認書を差し入れることとします。
2. 取引口座は、お客さまが当社との間で行う取引証拠金につき、各「取引規定等」に定める証拠金率等を管理することとします。
3. 取引証拠金のお客さまへのお支払いは、お客さまの個別指示によってのみ行えることとします。ただし、第8条第1項第6号に定める場合、第14条ないし第19条に基づき必要となる場合を除きます。
4. 取引口座は、原則一名義一口座の設定とします。

第2条(最終決済)

お客さまが当社と行う取引の当初決済期日は、銀行間市場の慣行に準じ、決済期日を取引約定日の原則2営業日後とする外国為替先渡取引(スポット取引)としますが、通貨ペアによって約定日と決済日の間隔が異なる場合があるため、詳細は別途「取引規定等」に定めるものとします。

また、その「最終決済」方法は、お客さまの指定するところに従い、「差金決済」または「受渡決済」のいずれかによるものとし、その処理については、次の各号に定めるところによるものとします。

1. 「差金決済」による最終決済とは、売買が相殺方向にある同一通貨ペア、同一決済期日、売買同額取引の対価側売買価額の相殺による決済方法で、お客さまから決済すべき取引(複数)のご指定をいただくことにより、その売買損益を当該商品の取引口座に記帳します。
「受渡決済」による最終決済とは、通貨の約定総代金の受払いによる決済方法で、当該取引につきお客さまより受渡決済指定をいただいた上で、お客さまとの通貨の受渡を行います。当社は、お客さま支払通貨価額のお客さま取引口座への入金確認後、その対価をお客さまの取引口座に振込むこととします。お客さまから受渡決済の注文を頂いた場合、お客さま支払通貨価額は、受渡決済の指示に先立ち当社指定の金融機関口座にご入金いただく必要があります。受渡決済の注文は、発注後如何なる場合にも取消することはできません。
また、お客さまの支払が遅延したことによって費用が当社に生じた場合には、お客さまは、その費用を負担し、当社の請求に応じてその都度お支払いいただきます。ただし、当社の故意または重過失に起因するものを除きます。
2. お客さまによる最終決済の指定は、決済日より2営業日前のニューヨーククローズまでに行うこととします。また、受渡決済の指定は本邦の銀行営業日のみ指定することができます。
3. 営業日は、取引の対象となる通貨ペアの決済を行う金融機関の休日および米国東部の銀行休日を勘案し

当社の裁量により決定されます。

4. お客さまから前号による最終決済の指定のない取引につき、当社は次条により決済期日の更新を行います。

第3条（決済期日・ロールオーバー）

1. 第2条に準じた最終決済の指定がなされない場合、当社はその裁量により、お客さまの計算において決済期日を翌営業日に更新するための手続き（以下「ロールオーバー取引」という）を行うこととします。
2. ロールオーバー取引への適用レートについては、対象通貨の金利差等の市場条件を参考にして当社が定めるレートを適用することとしますが、ロールオーバーの期間および損益の清算時期については、「取引規定等」に定めるところによります。

第4条（売買注文の受付およびシステム使用）

1. インターネット取引システム等を利用する場合は、お客さまが入力したユーザーIDとパスワードの組み合わせが当社の管理するユーザーIDとパスワードの組み合わせと一致した場合、また電話取引の場合は、お客さまが口頭で伝えた登録顧客氏名と口座番号の組み合わせが当社の管理する登録顧客氏名と口座番号の組み合わせと一致し、かつ所定の本人確認が出来た場合に限り、お客さまは注文が行えるものとします。
2. お客さまの売買注文は、当社がその入力内容を受信した時点で注文の受付とします。電話による発注の場合には、これに準じ、発注内容の受付確認を口頭で行った時点で注文の受付とします。
3. お客さまの手違いにより約定した売買注文については、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、提示した外国為替レートが実勢レートと大幅にかつ明白に乖離していたと判断した場合（異常レートによる取引）、お客さまの注文を執行・約定せず、または約定した取引を解除できるものとします。また、当該処理において、誤約定の取消や訂正の方法および損益調整等の金額については、当社の合理的な裁量に基づくものとし、当社はできる限り速やかにお客さまに電話または電子メール等で通知します。
5. お客さまの登録顧客名、ユーザーID、パスワードおよび口座番号はお客さま自身に限り使用することができ、第三者に貸与または譲渡することはできないものとします。お客さまが、これらを第三者に貸与または譲渡された場合、または、不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受または盗聴等によりこれらが第三者に漏洩した場合等により、第三者が注文または指示を行った場合には、当該注文はお客さま自身による注文または指示として扱われることとし、これに起因して生じた結果については、事情の如何を問わず、すべてお客さまが責を負うこととします。
6. あらかじめ取引システムを利用するための機器または回線等をお客さまの責任において準備することとし、取引システムの全体または一部分を、コピー、改造、リバース・エンジニアリング、デコンパイル、ディスアSEMBル、または変更しないこととします。

第5条（注文の指示）

注文は以下の項目を、必要に応じお客さまが指示することとします。

- (1) 通貨ペア
- (2) 売買の別
- (3) 新規・決済の別
- (4) 取引金額
- (5) 注文の種類、および関連する事項
- (6) 取引レート
- (7) 注文の有効期限

第6条（注文の受付）

1. 注文の受付は、当社が「取引規定等」に定めた注文受付時間内に行うものとします。
2. 当社は、経済情勢や市場慣行等の変化を鑑み、取引時間および注文受付時間を通貨ペアごとに設定および変更できるものとします。その詳細は「取引規定等」に定めることとし、変更がある場合は当社ウェブサイトでお知らせすることとします。

第7条（日付処理）

1. 成立した取引の約定日は、お客さまの注文に係る取引の成立を当社が確認した日としますが、約定日に係る日付処理は、次項以下に準ずるものといたします。
2. 約定日は、原則として、米国東部における取引終了時を基準とし、当日の米国東部時間午後5時から翌日の米国東部時間午後5時迄を1日として処理するものとします。ただし、月曜日は東京時間午前7時以降の約定が同日の約定となることとします。
3. 当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係からお客さまの注文に係る約定日が日本時間における日付と異なる場合があることとします。

第8条（取引証拠金の取扱）

取引証拠金の取扱については、第1条、第9条および「取引規定等」による他、次の各号に定めるところによるものとします。

1. お客さまからお預かりする取引証拠金には、利息が付かないこととします。
2. お客さまが当社に預託する取引証拠金については、お客さまは、当社の定める方法により、取引口座にこれを預託することとします。
3. お客さまが預託した取引証拠金については、当社が発行する「受領書」の交付を当社より受けることとします。ただし、当社は店頭外国為替証拠金取引顧客報告書の交付をもって、当該受領書の交付に代えることができるものとします。
4. 取引証拠金の入金については、お客さまご本人が当社指定の金融機関口座への送金振込により行うものとします。取引証拠金として受入可能な通貨は、「取引規定等」に定める日本円または外貨とします。
5. 取引証拠金の出金については、お客さまが当社より送金受取口座としてあらかじめ指定した金融機関口座への送金振込により行うものとします。お客さまへの送金振込については、原則として、「取引規定等」に定める期間内に行うこととします。なお、お客さまが送金受取口座として指定できる金融機関は、日本国内に開設の口座に限り設定することができ、各通貨につきそれぞれ1口座まで指定することができます。
6. お客さまの個別の取引口座において発生した債務に対し、不足金が生じた場合、その債務の弁済は、他のいずれの口座からも充当できるものとします。

第9条（証拠金率）

1. お客さまは、当社が「取引規定等」に定める「証拠金率」により計算した必要証拠金以上の金額を、取引証拠金として、取引を行うに先立ち当社に預託し、これを維持することとします。
2. 前項に規程の「必要証拠金」は、第2条第1項第4号に規定の「最終決済の指定のない取引」につき徴求することとします。
3. 取引における必要証拠金は、各通貨ペアの売ポジション、もしくは買ポジションの取引金額が多い方に対して金額を算出することとします。
4. 当社は、経済情勢等の変化に伴い証拠金率を変更できることとし、これを変更したときは、未決済ポジションの必要証拠金に対しても、原則、即時変更後の証拠金率を適用できることとします。

第10条（ポジションの保有制限）

お客さまポジションは「取引規定等」で定める範囲内とします。

第11条（店頭外国為替証拠金取引顧客報告書の公布）

1. 日次および月次の店頭外国為替証拠金取引顧客報告書を、取引の約定日および決済期日またはお客さまが預託した現金の額が変動した日付、および毎月の最終営業日に係る日付で交付します。
2. 各通貨の金額を当該通貨以外の通貨により表示する換算レートには、原則として第7条第2項の日付の規定に準じ、当社が入手する為替レートをを用いるものとします。ただし、米国の祝日等の事由により当該為替レートを入手することが困難または不可能である場合は、当社の裁量により、他の合理的な数値を用いるものとします。
3. 店頭外国為替証拠金取引顧客報告書の記載項目は、金商法に定めるところによりますが、その他の記載項目あるいは様式は、その使用目的、法令を阻害しない範囲内で当社の裁量により変更できるものとします。
4. 当社からお客さまへの通知書や報告書の内容は、当社がお客さまの閲覧に供した後、速やかにご確認いただくものとします。特に、本条第1項に定める日次報告書の内容は当社の表示する発行日の翌営業日までに、ご照会やご異議の申し立て等がない場合には、その内容につきお客さまがご了承いただいたものとします。

第12条（不可抗力事由による取引条件の変更）

お客さまは、天変地異、政治経済事情の激変、その他やむを得ない理由により、当社が決済期日等、個別の取引条件の合理的な変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

第13条（諸料金等）

1. お客さまは、当社が「取引規定等」に定める手数料を支払うものとします。手数料は当社がその裁量で随時変更できるものとし、変更のあった場合には第28条に準じお客さま宛に通知するものとします。
2. お客さまが負担するべき公租公課その他の賦課金および当社所定の手数を当社が代わりに負担する場合には、当社の請求があり次第、当社の定める期限および方法により、お客さまが支払うものとします。
3. 当社は、お客さまの指示により例外的な扱いをする場合には、当社の要した実費およびその役務提供手数料をお客さまに請求いたします。

第14条（期限の利益の喪失）

お客さまについて次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対する債務について期限の利益を当然失い、直ちに債務を弁済するものとします。

1. 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき。ただし、申立人が誰であるかを問わない。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. お客さまの取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令または通知が發送されたとき。
4. お客さまの取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき。
5. 外国の法令に基づく上記各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。
6. 死亡したとき。
7. 心身機能の重度な低下により、取引の継続が著しく困難または不可能となったとき。
8. 住所変更の届出を怠る等お客さまの責めに帰すべき事由によって、当社にお客さまの所在が不明となったとき。

第15条（本人確認）

1. 口座開設にあたっては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令(以下、「犯罪収益移転防止法等」という)所定の方法により、本人確認を行います。
2. 口座開設後、犯罪収益移転防止法等所定の本人確認が必要な場合、その他当社が必要と認めた場合には、再度、当社が指定する本人確認書類の提出を請求いたします。この提出がない場合、当社の裁量により取引を制限することがあります。

第16条（解約）

1. 次の各号のいずれかに該当し、またはお客さまが第14条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本約款に基づく契約は解約されるものとします。
 - (1) お客さまが当社に対し当社との取引の解約を申し入れたとき、当社がお客さまに対しお客さまとの取引の解約の申し出をしたとき。
 - (2) 第32条に定める本約款の変更にお客さまが同意しないとき。
2. お客さまが、次の各号のいずれか1つにでも該当する場合、当社はお客さまに事前に通告することなく、直ちに取引を停止し、本約款に基づく契約は解除できることとします。
 - (1) 取引口座の名義人が存在しないことが明らかとなったとき、または、取引口座の名義人の意思によらず口座開設されたことが明らかとなったとき。
 - (2) 口座開設時の届出内容に虚偽があることが明らかになったとき、または、口座開設時の提出資料が真正でないことが判明したとき。
 - (3) お客さまの取引口座が法令や公序良俗に反する行為に利用されたとき、または、その恐れがあると認められるとき。
 - (4) 第15条第2項により、当社がお客さまに再度の本人確認書類の提出を求めたにも拘わらず、その提出がない場合（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所へ発送した提出を求める通知書が不着となり当社に返送された場合、および、お届けの電話番号等への連絡が取れない場合等を含みます）。
 - (5) お客さまの当社に対する債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
 - (6) お客さまの当社に対する債務のみならず、お客さまが債権者に対して、差し入れている担保の目的物について差押、または競売手続きの開始があったとき。なお、外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含むものとします。
 - (7) お客さまが当社との間での本約款またはその他一切の「取引規定等」のいずれかに違反したとき。
 - (8) いずれかの通貨の取引証拠金が残高不足となったとき。
 - (9) 前各号の他、当社がお客さまとの取引を継続することが不適切であると認定した場合。
 - (10) 当社の合理的判断で、お客さまが以下の各項目のいずれかに該当すると認められるとき。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等
 - ⑥ その他前各項目①～⑤に準ずる反社会的勢力であると当社が認める者
 - (11) お客さまが当社との取引または取引に関する連絡等において、自ら、または第三者を利用して脅迫的・威迫的な言動をし、もしくは暴力を用いた場合、当社を困惑させる目的で明らかに不合理な要求を繰り返した場合、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当社の信用を毀損または当社の業務を妨害した場合、その他のこれらに類する行為・言動をされた場合。

第17条（当社による清算）

第16条の事由により解約となる場合は、次の各号に定める事項をもって当社とお客さまの契約は解除されるものとし、

1. お客さまが第14条、第16条のいずれかに該当し、期限の利益を喪失したと認められる場合で、当社が必要と認めるときは、当社の裁量で、お客さまが当社との間で行っているすべての取引につき、お客さまの計算において決済を行うことについて、お客さまは異議を述べないこととします。
2. 前号の決済を行った結果、お客さまが預託された証拠金以上の損失が生じた場合には、お客さまは当社にその額に相当する金銭を当社からの催告なくして直ちに支払うものとし、
3. 解約時においてお客さまの注文に係る未決済勘定が残存する場合、またはお客さまの当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は引き続き効力を有するものとし、
4. 前号の場合において、取引口座に残高があるときの処理方法・処理の時期については、原則として当社の裁量によるものとし、
5. 前号に基づく処理をした場合に、当社の要した実費はお客さまの負担とし、その清算については、当社がお客さまに支払うべき債務残高からの差引によることができるものとし、

第18条（強制ロスカット・強制充当）

1. お客さまの取引に係る口座清算価値が債務超過に陥ったときまたは債務超過に陥る危険が高いと判断されるときには、当社はお客さまの損失の拡大防止を目的として、当社の裁量によりお客さまの未決済持高ポジションの全部をお客さまの計算において決済し、またはその時点において未だ約定していないお客さまの取引注文の全部を当社の裁量により取り消すことができるものとし、お客さまはこれに異議を述べないこととします。また、本条における決済を行った結果、当社に対して債務が生じた場合、お客さまは当社にその額に相当する金銭を直ちに支払うものとし、
2. 前項の強制ロスカットの発動条件については、「取引規定等」に規定のとおりとします。
3. 相場変動により、強制ロスカットの発動条件よりも実勢水準が大きく乖離した場合、お客さまにとって不利な価格により約定する可能性があることにお客さまは異議を述べないものとし、
4. お客さまの取引に係る口座清算価値が「取引規定等」に定める強制充当の水準に陥ったときは、当社はお客さまの債務超過の拡大防止を目的として、取引口座内にある外貨の取引証拠金については円貨を基準に清算できるものとし、
5. 前項の強制充当を行う時点で、未だ約定していないお客さまの取引注文の全部を当社の裁量により取消することができるものとし、強制充当を行った結果、当社に対して債務が生じた場合、お客さまは当社にその額に相当する金銭を直ちに支払うものとし、

第19条（差引計算）

1. 期限の到来、第14条に規定する期限の利益の喪失その他の事由によって、お客さまが当社に対する債務を履行しなければならない場合には、当社はお客さまの債務とお客さまが当社に対して有する債権を、その履行期限にかかわらず相殺することができるものとし、
2. 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客さまに代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできるものとし、
3. 前項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率および遅延損害金の率については当社の定める利率および率によるものとし、また差引計算を行う場合、債権および債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替レートについては、当社の取引レートによる適切な手数料を加えた換算レートを適用するものとし、

第20条（取引証拠金等の処分）

1. お客さまが本約款に基づき当社に差し入れる取引証拠金等はすべて、お客さまが当社に対して負担する全債務を共通に担保することといたします。
2. お客さまが当社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、お客さまの取引証拠金等は、商品種類、取引口座等の実務便宜上の区分に拘らず、その全体を当社がその裁量で処分できるものとし、この場合すべて第19条に準じて取り扱われることにお客さまは異議を述べないこととします。
3. お客さまの当社に対する債務の弁済または第19条による差引計算を行う場合、当社の担保物の処分価額がお客さまの債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社が適当と認める順序方法により担保物を充当できるものとし、かかる充当を行った後、お客さまは当社に対する残債の支払義務を負うこととします。

第21条（遅延損害金の支払）

お客さまが、当社に対する債務の履行を怠ったときは、お客さまは、当社の請求により、当社に対し、履行期日の翌日（当該日を含む）より履行の日（当該日を含む）まで、当社の定める率および計算方法による遅延損害金を支払うこととします。

第22条（債権譲渡等の禁止）

お客さまが当社に対して有する債権は、第三者に譲渡、質入れまたはその他の処分ができないものとし、

第23条（報告）

第14条第1項各号（但し、第8号を除く）および第16条第2項6号のいずれかの事由が生じた場合には、お客さまは、当社に対し、直ちに書面をもってその旨の報告をするものとし、

第24条（届出事項の変更）

当社に届け出た氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑、電子メールアドレス、住所、事務所の所在地、連絡先または銀行口座その他の事項に変更があったときは、お客さまは、当社に対し直ちに当社所定の方法でその旨の届出をするものとし、

第25条（監督官庁等への報告）

1. お客さまは、当社が法令等に基づき要求される場合には、取引の内容その他を当社が政府機関等あてに報告することに異議を述べないこととします。この場合、お客さまは、当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力するものとし、
2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関してお客さまに発生した一切の損害については、当社は免責されるものとし、

第26条（免責事項）

次の各号に掲げる事由によりお客さまが被る損害について、当社は免責されるものとし、

1. 天変地異、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、取引の執行、現物の受渡、金銭の授受または預託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。
2. 外国為替市場の閉鎖、休場または開場、もしくは規則の変更等の事由により、当社が注文に応じ得ないことによって生じる損害。
3. 国内の休日または当社の取扱時間外のために、お客さまの注文に当社が応じ得ないことにより生じる損害。
4. 電信、インターネット、電話回線、携帯電話設備もしくは郵便等の通信手段における誤謬または遅延等、お客さまのコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、携帯端末等の故障または誤作動、市場関係者

もしくは第三者が提供するシステム、ソフトウェア等の故障または誤作動、通信回線のトラブル等、取引に係る一切のシステムに係る障害その他の当社の責めに帰すべからざる事由により生じた損害および損失ならびに当社の故意または重大な過失によらない当社のコンピュータシステム、ソフトウェア等の故障および誤作動により生じた損害および損失。

5. 当社が提示する外国為替レートが市場実勢レートと大幅にかつ明白に乖離していた等（異常レートによる取引）の事由により、お客さまの注文を執行せずまたはその取引の約定が取消となったことにより生じた損害および損失。
6. 所定の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑を相当の注意をもって照合し、相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、その他の処理が行われたことにより生じた損害。
7. その事由の如何を問わず、また、お客さまのパスワードをお客さま自身が入力したか第三者が入力したかを問わず、あらかじめ当社に届け出ているパスワードと入力されたパスワードが一致したことにより行われた取引、または電話取引の場合、お客さまが口頭で伝えた登録顧客氏名と口座番号の組み合わせが、当社が管理する登録顧客氏名と口座番号の組み合わせと一致し、かつ所定の本人確認が出来たことにより行われた取引について生じた損害。
8. 当社は、当社および第三者が提供するマーケット・為替レートの状況および予測等の情報について、その内容の正確性、完全性または適時性を保証するものではないため、お客さまが、当社から提供される情報もしくは分析に依拠した結果被る可能性のある直接的または間接的な損害その他一切の損害。

第27条（損害賠償の制限）

当社の責めに帰すべき事由があったとしても、その事由の如何に関わらず、お客さまの得べかりし利益については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第28条（取引条件変更の通知）

本約款あるいは「取引規定等」など、お客さまと当社と取引に係わる取引条件に重要な変更があったときは、当社は原則としてウェブサイトで公示し、電子メール等で、その内容を通知することとします。

第29条（取引サービス中止及び廃止）

1. やむを得ない事情がある場合、第28条及び第30条の規定に従った公示及びお客さまに対する事前の通知により、当社はサービスの全部又は一部の提供を中止または廃止することができることとし、お客さまはこのことをあらかじめ了承するものとします。
2. お客さまは、前項により公示・通知された取引サービスの中止・廃止日までに、すべての取引につき、最終決済を行うことをあらかじめ了承するものとします。
3. お客さまは、当該中止・廃止日までにお客さまの取引について最終決済が行われない場合は、当社の裁量で、お客さまの計算において最終決済を行うことをあらかじめ了承するものとします。

第30条（通知および書類送付）

1. 当社がお客さまに対して取引に係る通知を行う場合またはお客さまに対して店頭外国為替証拠金取引顧客報告書等の書類を送付する場合には、当社の選択により、お客さまがあらかじめ届け出た住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス等の連絡先のいずれかに通知を行い、または書類もしくは電子情報を送付することができるものとします。
2. お客さまに対する通知、またはお客さまに対して送付した書類が、お客さまの連絡先に係る届出の不備、お客さまの不在その他当社の責めに帰すことのできない事由により延着し、または到達しなかった場合には、当社の行った通知、または当社の送付した書類もしくは電子情報は、通常到達すべき時に到達したものとします。

第31条（クーリングオフ制度）

お客さまは取引を行うにあたり、店頭外国為替証拠金取引説明書ならびに本約款、取引規定等の内容を十分に理解したうえで、当社に口座設定確認書を提出することとします。当社は口座設定確認書をもって、お客さまが自己の責任と判断によって、取引を行うものとし、取引の性格上クーリングオフは出来ないものとし、また、お客さまはこれに対し異議を述べないこととします。

第32条（本約款の変更）

本約款は関係する法令等が変更した場合、または当社の裁量により、予告なく改定されることがあります。本約款の条項について、当社から諾否の回答期限を定めて合理的な変更の申入れがあった場合において、お客さまが所定の期間中に異議の申出をしなかったときは、お客さまがその変更に同意したものと当社がみなします。

第33条（適用法）

本約款は、日本国の法律により準拠し、解釈されるものとし、

第34条（合意管轄）

お客さまの取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的な裁判管轄に服するものとします。

発効日	2002年04月01日
改定日	2004年04月19日
改定日	2006年02月20日
改定日	2007年09月30日
改定日	2007年12月03日
改定日	2008年08月11日
改定日	2009年03月16日
改定日	2010年02月15日
改定日	2010年07月26日

セゾン外貨トレード取引規定

第1条（本規定の適用等）

セゾン外貨トレード取引規定（以下、「本規定」といいます）は、お客さまがセントラル短資FX株式会社（以下、「当社」といいます）との間のインターネットを利用した、あるいは電話による指図にて行うセゾン外貨トレード（以下、「本商品」といいます）の取引に関するお客さまと当社との取り決めです。お客さまが、当社と本商品のお取引をいただくにあたり、店頭外国為替証拠金取引約款（以下、「約款」といいます）への追加条項として、本規定の各条項にご同意いただくものといたします。

第2条（セゾン外貨トレード商品の定義）

1. 本商品は別途「取引要綱」に定める取扱通貨ペアを同要綱に定める証拠金率により取引できることとし、最終決済方法は、「約款第2条」に定める「差金決済」または「受渡決済」によることとします。
2. 最終決済指定の締切時限は、約款第2条第2項に定めるところに従います。

第3条（ロールオーバー損益の清算）

1. 約款第3条に規定のロールオーバー取引の約定は、当初取引、あるいは、これに続き約定されたロールオーバー取引により更新された決済日の前営業日（米ドル/加ドルは、当日）に行うものとし、当該取引の結果生じたスワップ損益（ロールオーバー損益）は、その約定日にお客さまの取引口座への入出金記帳により清算するものとしたします。
2. 前項の営業日は、ロールオーバー取引の対象となる通貨ペアの決済場所での銀行休日および米国東部の銀行休日を勘案し決定されますが、これらの銀行休日は変更となる場合もあり、かかる場合には、ロールオーバー取引の約定日も変更されることがあります。

第4条（注文受付時間）

1. お取引は、当社が「取引要綱」に定める各営業日の注文受付時間内としたします。
2. 当社は、政治・経済情勢や市場慣行等の変化に伴い注文受付時間を変更できるものとしたします。

第5条（取引数量）

1. お客さまが、一度に発注できる取引数量は、「取引要綱」に定める最大注文可能金額とします。
2. 取引数量は「取引要綱」に定める取引単位の整数倍単位とします。
3. 新規注文に必要な証拠金は、「取引要綱」で規定する証拠金率より算定される金額とします。

第6条（ポジションの保有制限）

本商品の取引により生じた未決済ポジションの円換算合計額は、別途「取引要綱」に規定する「ポジションの保有制限」の限度額以内の額としたします。

第7条（証拠金の受入・支払）

お客さまが本取引を行うに当たり必要な証拠金の取扱いについては、約款第8条1項第4号及び第5号で定める送金振込みによる通貨の受払いの他、当社に開設している他商品のお取引口座の残高からの振替により、本商品のお取引口座へ受払いができるものとしたします。

第8条（店頭外国為替証拠金取引顧客報告書）

本商品の店頭外国為替証拠金取引顧客報告書には、約定した取引内容、手数料等の諸費用、未決済のポジション、実現損益、未実現損益、お客さまが預託する現金の額、必要証拠金額、超過取引証拠金額ならびに口座清算価値等が記載されるものとしたします。ただし、約款第11条第3項に従い、当社の裁量により記載内容の変更は適宜行えることとします。

第9条（取引規定の変更通知）

本規定に重要な変更がある場合は、当社は約款第28条に準じ、その内容をお客さまに事前通知します。

第10条（遅延損害金の料率）

約款第21条に定める遅延損害金の料率は14.6%とします。

第11条（異議申し立て）

本規定の条項について、当社から諾否の回答期限を定めて合理的な変更の申し入れをした場合において、お客さまから所定の期間中に異議の申出がなかったときは、当社は、お客さまがその変更に同意いただいたものとみなします。

発効日	2006年02月20日
改定日	2007年03月19日
改定日	2007年12月03日
改定日	2009年03月16日
改定日	2010年02月15日
改定日	2010年07月26日

外国為替取引のリスク

外国為替には様々なリスクが伴います。お客さまは、お取引を開始される前に取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要がございます。外国為替取引は元本が保証されたものではありません。取引を開始した後に、外国為替レートがお客さまにとって不利な方向に変動した場合は、お客さまは損失を被ることとなり、市場の変動如何によっては損失の額は預託していただいた金額を上回る可能性がございます。また、外国為替取引は全てのお客さまに無条件に適しているものではありません。お客さまの取引目的、経験、知識、財政状態、財務計画など様々な観点からお客さまご自身がお取引を開始されること が適切であるかについて十分にご検討いただくようお願い申し上げます。

1. レバレッジ効果

証拠金による外国為替取引（店頭外国為替証拠金取引）にはレバレッジ（テコの作用）による高度なリスクが伴います。取引の証拠金の額は実際の取引金額に比べて小さいため、現物取引に比べ、少額の資金で相対的に大きなポジションを取ることが可能です。市場の値動きが同じであっても、ポジションが大きくなれば、これに比例して取引損益は大きくなり、このため、口座の清算価値は大きく変動することになります。市場がお客さまのポジションに対して一定の割合以上不利な方向に変動した場合、レバレッジの効果を下げるには、保有する一部または全部のポジションを決済するか、あるいは新たにご資金を預託していただく必要が生じることがあります。さらに市場がお客さまのポジションに対し急激にかつ大きく不利な方向に変動した場合、お客さまの損失の拡大を防止するため、お客さまの保有するポジションの一部あるいは全部が強制的に決済される可能性もあります。証拠金取引では、このレバレッジ効果を利用することができるため相対的に小さな預託資金で大きなポジションを保有することができ、大きな利益を得ることも可能ですが、逆に、預託した資金を全て失う、あるいは預託した資金を超える損失を被る可能性も同時に存在します。

2. 損失を限定させるための注文の効果

損失を限定することを意図した特定の注文方法（例えば"ストップ・オーダー；逆指値注文"など）は、通常の市場環境ではお客さまの損失を限定する効果があるものと考えられますが、状況によっては有効に機能しないことがあります。例えば、市場価格が一方向にかつ急激に変動した場合、ストップ・オーダー（逆指値注文）が意図したストップ価格よりも著しく不利な価格で成立する可能性があり、意図していない損失を被ることがあります。

3. 外国為替取引の性質とリスク

当社における外国為替取引は相対取引（OTC取引＝Over the counter取引）によって行われます。当社は、取引所で行われる証券取引や先物取引の場合とは異なり、外国為替取引に関してお客さまのカウンターパーティー（取引の相手方）として行動します。相対取引では、取引所で行われる証券取引や先物取引の場合と比べて取引や価格の提示が困難となる可能性があります。また、外国為替取引は証券取引や先物

取引と比べて独自の市場慣行にしたがって取引されます。そのような性質から相対取引では取引の執行を当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより多くなります。お客さまが外国為替取引を開始いただく前に、各種の市場慣行と取引特性・仕組み及びリスクについてご理解いただく必要があります。

4. 信用リスク

当社における外国為替取引は相対取引によって行われます。当社では取引所で行われる証券取引や先物取引の場合と異なり、外国為替取引に関してお客さまのカウンターパーティー（取引の相手方）として行動します。このため、相対取引の相手方である当社の信用状況により、損失を被ることがあります。

5. 外国為替の変動リスク

外国為替取引には、価格変動リスクが伴います。外国為替取引とは、ある通貨を対価として、その通貨以外の通貨を売買する取引を指しますが、「買った通貨の値下がりリスク」また「売った通貨の値上がりリスク」が存在します。リスクの量は、為替のポジション（ある通貨の売持または買持残高）に比例しますが、特に、店頭外国為替証拠金取引では、上記のレバレッジの効果に留意なさる必要があります。リスク量は、ポジションで計測すべきもので、レバレッジはリスク量の指標として適切でない場合もあります。

6. 金利変動リスク

お客さまが当初決済日以降にポジションを繰延なさる場合には、決済日の更新取引（ロールオーバー取引）が行われますが、この場合、そのポジションに関わる金利差の清算も行われ、日々スワップ金利（「スワップポイント」以下スワップ金利と同意）の受払いが発生します。スワップ金利の受払いは、各国の景気や政策など様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、「ポジション」に変化がなくとも、その時々々の金利水準によってスワップ金利の受払いの金額が変動いたします。また、お客さまがポジションを決済なさるまで、スワップ金利の受払いが発生します。

7. 流動性と特殊な状況

市場の状況によっては、お客さまが保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となる場合があります。外国為替市場には値幅制限はなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での国民の祝日におけるお取引、あるいは普段から流動性の低い通貨でのお取引は、当社の通常の営業時間帯であっても価格の提示や注文の成立が困難となる場合があります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難または不可能となる可能性もあります。

8. 外貨建て取引（日本円の介在しない為替取引）と通貨両替の為替リスク

決済通貨が外貨の取引にかかる利益及び損失は、当該通貨以外の通貨（日本円を含む）に転換する際、為替レートの変動により換算される金額が変動します。また、特定通貨で預託している資金を口座内の通貨両替によって他の通貨に転換する際にも、同様に為替レートの変動によるリスクが存在します。

9. 預託された資金

外国為替の相対取引には、取引所で行われる株式や先物などの取引とは異なり、公的な資産保全制度は存在しません。このため、お客さまが預託される資産は、お客さまの取引先や受託銀行の信用リスクに晒されることとなります。当社は、お客さまからお預かりした資産の全てをお客さま名義の信託口座に再預託（区分管理）することでお預かりした資産の保全を図っておりますが、このことは当社が破綻した場合に、お預かりした資産の全額についてお客さまが優先弁済を受けられることを保証するものではありません。万一、当社が破綻した場合には、お客さまは信託口座に再預託（区分管理）された部分について優先的に弁済を受け、その他の部分については当社一般債権者と同列に扱われることとなります。

10. 電子取引システムの利用

電子取引システムを利用したお取引には、電話でのお取引とは異なる独自のリスクが存在します。電子取引システムでのお取引の場合、注文の受付には人手を介さないため、お客さまが売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、あるいは意図しない注文が成立する可能性があります。電子取引システムは、お客さまご自身の通信機器の故障、回線等の障害、情報ベンダーの配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害など様々な原因で一時的または一定期間にわたって利用できない状況となる可能性があります。電子取引システム上の価格情報に表示される価格は、必ずしも市場の実勢を正確に表示しているとは限りません。市場が急激に変動した場合や、インターネット環境の状況により価格情報が遅れ気味となり、電子取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。電子取引システムを利用する際に用いられるユーザーID、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することにより、お客さまに損失が発生する可能性があります。

11. 売買注文のキャンセルおよびオプションの権利行使期限

売買注文は、その注文が約定するまではキャンセルすることができますが、一度約定した売買注文をキャンセルすることはできません。尚、お取引の開始に際しては、取引の仕組み及びリスクについて十分にご理解いただくようお願い申し上げます。

お客さまの個人情報のお取扱いについて

セントラル短資FX株式会社

個人情報保護管理者 管理本部長 TEL：03-5419-3300

1. 当社はお客さまの口座開設にあたり、頂いた全ての情報を以下の目的のみで利用し、それ以外の目的には一切利用いたしません。
 - ①店頭外国為替証拠金取引の勧誘・案内および受託業務のため
 - ②当社または関連会社、提携会社の金融商品の勧誘・販売およびその案内のため
 - ③各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため
 - ④適合性の原則に照らした商品・サービス提供の妥当性を判断するため
 - ⑤お客さまご本人であることまたはご本人の代理人であることを確認するため
 - ⑥お客さまに対し、取引内容、証拠金残高等の報告を行うため
 - ⑦お客さまとのお取引に関する事務を行うため
 - ⑧お客さまへ商品発送をするにあたり、百貨店・量販店等にお客さま情報を連絡するため
 - ⑨お客さま向け優待サービスの管理のため
 - ⑩市場調査、データ分析およびアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究、開発のため
 - ⑪お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ⑫お問い合わせ、ご相談等の対応のため
 - ⑬その他、お客さまとのお取引を適切且つ円滑に遂行するため
2. 当社では、前記1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ公正な手段により、例えば、以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。
 - ・口座開設申込書など、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合（ご本人からの申込書等の書面の提出、ご本人からのWeb等の画面へのデータ入力）
3. 当社はお客さまの同意をいただいている場合や法令等に基づく場合を除き、お客さまの個人情報を第三者に対して提供いたしません。

4. 上記利用目的において、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで個人情報を委託先企業に提供し、当該委託先企業が利用することがあります。当社がその一部又は全部を当社の提携企業に委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。
当社では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。
 - ・商品発送に関わる業務
 - ・お客さま向け優待サービスの管理に関わる業務
5. 口座開設にあたりお客さまにご記入（入力）していただく個人情報には必須項目と任意項目がございます。必須項目をご記入（入力）いただけない場合は口座開設に応じることができませんので、ご了承下さい。
6. 当社は、お客さまからダイレクトメールの発送・発信およびメールマガジンの配信中止のお申し出があった時は、遅滞なく以後のご案内を中止する措置をとります。中止をご希望されるお客さまは、当社カスタマーデスク（電話：0120-933-455）までお申し出ください。
7. 当社はSSL(セキュア・ソケット・レイヤー)128bit 暗号化通信を採用することで、お客さまに関する情報が盗まれたり改ざんされたりすることから保護しています。
8. Cookie（クッキー）等の本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得は行っておりません。
9. 個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、第三者への提供の停止については、下記個人情報お問合せ窓口までお願いいたします。

【お問い合わせ窓口】

お客さま相談窓口：0120-92-2788

受付時間：平日 09：00～17：00

勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」（金融商品販売法）により、金融商品販売業者は、お客さまに金融商品をご購入いただく際に、同法律で必要とされている重要事項についての説明が義務づけられました。以下では、当社の投資勧誘方針を公表いたします。当方針をご理解の上、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。なお、下記に述べます重要事項について、ご不明な点など、さらに説明をご希望されるお客さまは、その旨担当者までお申し付けくださいますようお願い申し上げます。

当社は、店頭外国為替証拠金取引の勧誘にあたり、お客さまの信頼を確保することを最優先とし、「金融商品の販売等に関する法律」に基づいて、以下の通り勧誘方針を定めます。

1. 当社における投資勧誘の定義

当社金融商品における勧誘とは、ウェブまたは新聞・雑誌等媒体への広告等の掲載およびお客さまからの問い合わせに対する説明もしくはお客さまのご要望による資料等の送付を指します。したがって対面営業で行われている売買の推奨等を目的とした投資勧誘とは異なり、これら金融商品の購入等を推奨するものではありません。また、当社のオンライン取引ではインターネット等を通じ、投資家の自己責任の原則に基づく商品提供を行っており、お客さまに対し、売買の推奨等を目的とした電話および個別訪問による勧誘は一切行っていません。

2. 適合性の確保

当社は、お客さまからのアンケートに基づき、お客さまの知識、経験、財産等の状況を配慮し、ご本人確認を行った上でお取引の適否を決定いたします。

3. 取扱商品の説明

当社は、あらかじめお客さまに対しお取引のリスクおよび仕組みに関する書面または電子情報を交付または開示し、必要な場合は電話等による説明を行い、お取引のリスクおよび仕組みを十分ご理解していただくように努めます。

4. 法令・諸規則の遵守

当社は投資勧誘に当たっては、常にお客さまの信頼確保を最優先とし、関係法令等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

5. ホームページ

当社は、ホームページの表示に関して、誤表示等による誤認勧誘を防止することを目的とした内部管理体制の構築に努めます。ホームページの表示については、あらかじめ社内にて内容の確認を行い、適切な表示が行われるよう努めます。

6. 知識技能の習得・研鑽

当社の役職員は、お客さまの信頼と期待を裏切らないよう、常に知識技能の修得・研鑽に努めます。

7. 電話によるサポート体制

お客さまからのお電話は、カスタマーデスク（平日24時間。お問合せのみ）にて対応しております。一方、当社からお客さまへのご連絡は、お客さまの当社サービスご利用をサポートする上で必要と判断された事務連絡に限るものとし、口座開設勧誘行為はいたしません。

なお、午後8時以降の夜間の時間帯には、特別の事情がある場合を除いて、当社からお客さまへの電話は行いませんが、その他ご迷惑となる時間帯がございましたらお申出ください。

8. 個人情報の保護

当社は、お客さまのプライバシーを尊重し、お客さまから取得した個人情報については、業務に必要な目的以外には利用および提供いたしません。

9. お客さまへの情報提供

当社は、お客さまに対して偏った相場観の提供を排し、無理な売買推奨を行いません。当社がお客さまに対し提供するレポートや数値等は、当社が合理的に取得した情報または数値に基づく客観的な情報提供であるように努めます。

10. 売買の執行

当社は、お客さまの判断と責任においてお取引が行われますよう適切な売買の執行に努めます。売買を執行する専門のオーダーデスクがお客さまのご注文をお取扱します。

11. お客さま相談窓口（苦情受付）

お客さまのお取引について、お気づきの点がございましたらお客さま相談窓口までお問い合わせください。

お客さま相談窓口

0120-92-2788

受付時間帯 平日 09:00~17:00

